



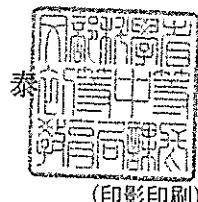
元受初教課第1号
令和元年5月29日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課長

殿

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

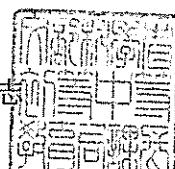
滝 波



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

大 濱 健



(印影印刷)

北方領土問題に関する教育・学習に係る取組についての周知について（通知）

これから我が国を担う児童生徒が、我が国の領土について正しく理解することは極めて重要であり、各学校においては、社会科等において、北方領土等に関し指導いただいているところです。

この度内閣府から、各学校において北方領土問題に関する教育・学習に係る取組への理解や教員等の参加についての配慮が得られるよう、内閣府の行う北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致事業、「ICTインフラを活用した北方領土教育・学習に関する調査研究（仮称）」及び「北方領土学習教材集」、独立行政法人北方領土問題対策協会等の行う北方領土問題に関する研修や事業並びに北方領土問題教育者会議に関する周知について、別添の通り協力依頼がありました。

文部科学省においては、我が国の領土に関する教育等の一層の充実を図るため、平成29年3月及び平成30年3月に改訂した新学習指導要領において、従来から明記されていた中学校社会科に加え、小学校社会科並びに高等学校地理歴史科及び公民科に北方領土について新たに明記したところです。

については、北方領土問題に関する指導の重要性に鑑み、都道府県教育委員会指導事務主管課におかれでは、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会指導事務主管課におかれでは、所管の学校に対し、各都道府県私立学校事務主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課におかれでは、所轄の学校及び学校法人等に対し、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれでは、その管下の学校に対し、別添の研修や事業等について御周知くださいますようお願いします。その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じて御判断いただいくまわぬ旨申し添えます。

本件担当：

(下記以外)

文部科学省初等中等教育局

教育課程課企画調査係

TEL：03-5253-4111

(内線：2565)

FAX：03-6734-3734

(修学旅行関係)

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課修学旅行担当

TEL：03-5253-4111

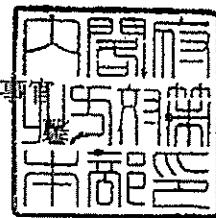
(内線：2389)

FAX：03-6734-3735

府北対第8号
令和元年5月21日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長 滝波 泰 殿
児童生徒課長 大濱 健志 殿

内閣府北方対策本部参事官
齊藤



令和元年度における北方領土問題に関する教育・学習に係る取組の周知について

北方領土問題につきましては、平素から格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

内閣府におきましては、北方領土問題を解決して平和条約を締結するという我が国の一貫した基本方針の下で精力的に行われる外交交渉を後押しするため、この問題に対する国民一人一人の理解と関心を更に深めるための施策に鋭意取り組んでおります。とりわけ、元島民の高齢化の進展や戦後70年以上が経過して戦後生まれ世代が国民の大多数を占めるに至った現状を踏まえて、次代を担う若い世代にこの問題に対する正しい理解と関心を深めてもらうことを最重要課題の一つと位置付けて、教育・学習分野の取組の拡充を図っているところです。

北方領土教育については、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」（北特法）において、「国は、（中略）学校教育及び社会教育における北方領土問題（中略）に関する教育及び学習の振興（中略）を通じた知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする」旨が定められ、政府はこれを受けて「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」において、「国民一人一人、とりわけ次代を担う若い世代の関心を一層高め、理解を深める（中略）ため、情報化の進展に対応して、SNS等も積極的に活用した効果的な情報発信（中略）を図るとともに、学校教育や社会教育を通じた教育・学習の充実を図る」（平成31年4月1日全面改正）こととしたところです。

貴省におかれても、平成29年及び30年の一連の学習指導要領の改訂の中で、従来から明記されていた中学校社会科に加えて、小学校社会科並びに高等学校地理歴史科及び公民科に「北方領土」を新たに明記いただいたところであり、御高配に感謝申し上げます。今後、新学習指導要領の実施に向けて進められるであろう御準備及びその後の実施の各段階におきまして、内閣府としても可能な限りの御協力をさせていただく所存であります。

内閣府では本年度、教員及び生徒等の方々を対象とした下記1.～3.の取組を行うこととしており、より多くの教員、生徒等の方々に応募・参加していただきたいと考えてお

りますので、貴省関係各部署に御周知いただくとともに、都道府県教育委員会等を通じて所管・所轄の学校及び関係機関等にも御周知につき、お取り計らい願います。

また、下記3. のとおり、各都道府県において北方領土問題教育者会議を開催しているところであり、可能ならば各都道府県教育委員会にもご参加いただければと考えておりますので、御周知方よろしくお取り計らい願います。

加えて、各学校等において、教員、生徒等の方々がより積極的に参加できるような特段の配慮が得られますようお取り計らい願います。

記

1. 内閣府事業

(1) 北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致事業

北方領土を直に見て、元島民の方々から話を聞き、関心を持つてもらうための

① 修学旅行経費の補助（別添1参照）

② 教員を対象とした下見ツアー（別添2参照）を実施します。

(2) 「ICTインフラを活用した北方領土教育・学習に関する調査研究（仮称）」

教育現場でICTの活用が進んでいることから、その活用状況を把握するとともに、北方領土教育を充実させる上で必要な要素を明らかにし、現在の北方領土教育をより充実したものにするための提言を行う予定です。

なお、内閣府の所管する独立行政法人北方領土問題対策協会（北対協※1）が、「北方領土学習教材集」（別添3参照）を作成し、ホームページに掲載していますので、是非ダウンロードしてご活用ください。

2. (独) 北方領土問題対策協会事業（別添4参照）

(1) 北対協直轄事業

・北方領土問題青少年現地研修会及び北方領土問題教育指導者現地研修会

・北方四島交流教育関係者・青少年訪問事業

・北方四島交流青少年受入れ事業

・北方領土に関する全国スピーチコンテスト

・北方領土に関する標語・キャッチコピー

(2) 都道府県民会議（※2）主催事業

・北方領土問題地域青少年育成事業

・北方領土問題教育指導者地域研修会

・北方領土青少年等現地視察事業

3. 北方領土問題教育者会議の取組（別添4参照）

各都道府県の学校教育における北方領土教育の推進及び定着を図ることを目的に、前述の北方領土問題教育指導者現地研修会や北方四島交流教育関係者訪問事業等の参加者等による自主的な取組として、各都道府県で北方領土問題教育者会議（別表2参照）が設立されております。

※1 独立行政法人北方領土問題対策協会

北方領土問題の解決促進のためには、国民世論の喚起を図ることが肝要であり、このため、全国的な規模で啓発活動を展開する団体を設けることが必要であるとの趣旨から設立された内閣府所管の独立行政法人であり、「独立行政法人北方領土問題対策協会法」（平成14年法律第132号）に基づき国民世論の啓発、北方四島との交流事業、北方領土問題等に関する調査研究、元島民等に対する必要な援護、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を行っている。

※2 都道府県民会議

民間運動関係者が中心となって運営する北方領土返還要求運動推進の地域基盤となる組織（別表1参照）。



「エリカちゃん」
北方領土問題啓発キャラクター

「北方領土を自分で見る運動」 修学旅行等誘致事業 (内閣府北方対策本部)

(別添1)

内閣府北方対策本部では、現地での
北方領土学習プログラムを取り入れた
修学旅行等の経費を補助しています。



平成31年度における補助の概要

I 北方領土学習プログラム → 全額補助

- (a) 北方領土の洋上視察研修、(b) 隣接地域内の北方領土啓発施設(6ヶ所)における研修
- (c) 元島民等による講話、(d) 隣接地域内の基幹産業等の視察・体験を通じた北方領土研修
- (e) 隣接地域内の中学校・高等学校等の生徒との交流研修



「エリカちゃん」とお友達

II 交通費

(1) バス(借上) → 全額補助

※宿泊(民泊含む)を伴わない場合は北方領土学習プログラムを実施する日のみ。
宿泊(民泊含む)を伴う場合は宿泊の前後日も可。

(2) 航空機(運賃) → 一部補助(中標津空港利用の場合1人当たり4,000円(片道))【拡充】 (釧路空港・女満別空港利用の場合1人当たり2,000円(片道))

※釧路空港及び女満別空港を利用した場合は隣接地域内に宿泊した場合のみ。

III 宿泊費 → 一部補助(1人当たり1,000円(1泊))。民泊の場合は2,000円。)

※2泊目以降(1人当たり2,000円(1泊))。民泊の場合は4,000円。)【拡充】
※隣接地域内に宿泊した場合のみ。

IV その他の学習プログラム → 一部補助(1プログラムにつき、1人当たり1,500円。)

最大3プログラムまで。)

※隣接地域内での参加・体験型学習プログラムを実施した場合。

補助対象・要件

I 対象 → 全国の中学校・高等学校等

II 要件 → 「北方領土学習プログラム」(上記 I (a)~(e))のうち2以上を実施

注意

本補助を利用する場合には、事前に(修学旅行を実施する前に)手続を行う必要があります。

今年度から適用条件が変更された項目がありますので、お問合せください。

なお、申込み順に受付、予算がなくなり次第終了となります。

申込み・問合せ先

委託先: 北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会事務局(根室市役所内)

住所: 北海道根室市常盤町2丁目27番地

電話番号: (0153)23-6111 内線2227、2228

(別添2)

北方領土隣接地域への 修学旅行誘致促進のための 下見ツアー (内閣府北方対策本部)



「エリカちゃん」のお友達の「エリマルくん」



「エリカちゃん」のお友達の「エリナちゃん」

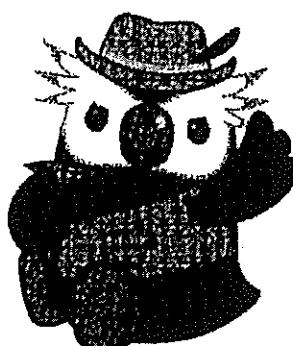
内閣府北方対策本部では、
北方領土隣接地域※での修
学旅行の実施を促進するため、
下見ツアーを催行します。



※北方領土隣接地域＝根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町

下見ツアーの概要

I 実施時期：平成31年7月下旬～8月(予定)
2泊3日・全6回実施



「エリカちゃん」のお友達の「エリオくん」

II 対象：修学旅行を担当する教員等
III 出発地：首都圏(2)、中部(1)、関西(2)
及び九州(1) ※()内は実施回数
(新たな出発地として中部、九州を設定)
IV 募集人数：各回15名

V 費用負担：ツアー中の往復の航空運賃、宿泊費、バス移動
費、入場料・体験費用、国内旅行傷害保険料を
内閣府で負担。

VI 募集時期：6月

※委託業者選定後、詳細を決定。内閣府北方対策本部HPにて公表。

問合せ先

内閣府北方対策本部啓発係(坂上、若松)

電話番号:03-6257-1301



「エリカちゃん」のお友達の
「エリヨシくん」

「北方領土学習教材集」について

独立行政法人北方領土問題対策協会では、内閣府、文部科学省の協力の下、現役の先生方の参画を得て「北方領土学習教材集」を作成しています。「北方領土学習教材集」は、「個別の学習内容・項目」、「学習指導例（時間単位）」に分けて、それぞれ北方領土を授業で扱う場合の指導の流れや学習資料、ワークシートによって構成されています。

先生方がこれらの事例を参考として活用し、自身の創意工夫により指導内容を組み立て、より豊かな授業を行っていただけるように作成したものです。

<独立行政法人北方領土問題対策協会ホームページ「北方領土学習教材集」>

<http://www.hoppou.go.jp/kyozai/>

※上記アドレスからダウンロードできます。

※「北方領土学習教材集」に関する問い合わせは、独立行政法人北方領土問題対策協会業務グループ（啓発担当）03-3843-3630まで

この教材は、以下の特徴を有しています。

（1）個別の学習内容・項目ごとの授業の流れの例や教材を提供

北方領土に関する様々な側面を授業の一部の時間（おおむね10分程度を想定）を使って指導する場合の留意点や、学習資料、ワークシートを個別の学習内容・項目ごとに提供しています。北方領土学習に割くことのできる時間や扱いたい内容などに応じて、これらを選んで、又は組み合わせて活用することができます。

（2）分野ごとに時間単位の授業の流れの例や教材を提供

地理、歴史、公民の各分野の時間単位の授業の流れの例と評価基準や指導上の留意点、及びこれらに沿った学習資料、ワークシートを提供しており、北方領土を授業で扱った経験があまりない方も、すぐに実際の授業に活用できます。

（3）学習資料等の作成に活用できる素材集を提供

さらに、学習資料等の作成に活用可能な地図や年表、写真・イラストなど、多岐にわたる資料を素材集として提供しています。先生方が独自に学習資料やワークシートなどの教材を作成する場合には、御自身の授業のねらいや内容に応じて、素材集の中から適切な資料を選び、独自の教材作成に活用することができます。

（4）すべて加工可能な資料として提供

また、各種資料は、すべて加工可能なファイル形式（MS-WORD又は一太郎）で提供しており、いずれも先生方が御自身の考えにそって、適宜、手を加えた上で活用することができます（ただし、授業以外で活用される場合の著作権の取扱いや改変される場合の著作人格権の取扱いには御注意ください。）。

北対協等主催の教員及び生徒等を対象とする北方領土問題に関する事業（平成31年度）

1. 北対協主催事業

- (1) 北方領土問題青少年現地研修会及び北方領土問題教育指導者現地研修会（8月上旬開催予定）
全国の中学生及び学校教育現場で生徒を教育指導している社会科担当教諭等を北方領土返還要求運動の原点の地・根室市に集め、北方領土研修を通じて領土問題の理解と認識を深めてもらうこととしている。
なお、本事業は従前から、内閣府、外務省、文部科学省、その他教育関係機関の後援を得て実施しており、今年度も申請をする予定である。
- (2) 北方四島交流教育関係者・青少年訪問事業（9月上旬開催予定）
教育関係者及び青少年に北方四島を訪問する機会を創出し、在島ロシア人教育関係者及び青少年との相互理解を促進することにより北方領土問題解決のための環境づくりを行っている。また、教育関係者及び青少年は、それぞれ訪問で得た知識、経験を活かして、北方領土に関する授業の実践や校内外で報告、発表を行っている。
なお、本事業は従前から、内閣府、外務省、文部科学省、その他教育関係機関の後援を得て実施しており、今年度も申請をする予定である。
- (3) 北方四島交流青少年受入れ事業（5月下旬開催予定）等
在島ロシア人青少年を招聘し、同世代の日本人青少年との交流を通じて相互理解を促進することにより北方領土問題解決のための環境づくりを行っている。なお、今年は、本青少年受入れ事業を神奈川県で実施する予定である。また、一般（青少年を除く在島ロシア人が対象）受入れ事業を兵庫県で10月上旬に実施する予定である。
- (4) 北方領土に関する全国スピーチコンテスト（6月下旬募集予定）
次代を担う若い世代が北方領土問題を身近な問題として捉え、関心を持ち、北方領土に関する歴史等の知識を正しく理解することを目的として、全国スピーチコンテスト（中学生を対象）を実施している。
内閣府、外務省、文部科学省、その他教育関係機関の後援を得て実施しており、今年度も申請をする予定である。
- (5) 北方領土に関する標語・キャッチコピー（5月募集開始）
北方領土について広く認識してもらい、北方領土返還の機運を高めることを目的として、北方領土をアピールする自由な発想による標語・キャッチコピーの募集を行っており、小学校や中学校などの学校やクラス単位での応募も受け付けている。

2. 都道府県民会議主催事業

- (1) 北方領土問題地域青少年育成事業

都道府県を6つのブロック（北海道・東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄。以下同じ。）に分け、ブロック内の都道府県民会議の協働事業として教育者会議と連携を図り、北方領土問題に関する青少年交流会を実施している。

交流会には、ブロック内の各都道府県から幅広く青少年が参加し、北方領土問題について正しい理解と関心を深めている。

なお、本事業は従前から、内閣府、外務省、文部科学省、その他教育関係機関の後援を得て実施しており、今年度も申請をする予定である。

(2) 北方領土問題教育指導者地域研修会

都道府県を6つのブロックに分け、ブロック内の都道府県民会議の協働事業として、教育指導者現地研修会及び教育関係者訪問事業に参加実績のある教育指導者及び教育者会議の代表を集めて地域研修会を実施している。地域研修会では、各都道府県における北方領土教育の進め方についての情報交換及び意見交換が行われ、更なる北方領土教育の充実・強化が図られている。

なお、本事業は従前から、内閣府、外務省、文部科学省、その他教育関係機関の後援を得て実施しており、今年度も申請をする予定である。

(3) 北方領土青少年等現地視察事業

都道府県民会議が教育者会議と連携を図り、構成した青少年等現地視察団を北方領土隣接地域に派遣し、青少年等に自らの目で北方領土を見てもらうとともに、元島民の体験談を聞くなどの機会を提供し、北方領土問題を身近に捉えてもらうことにより、返還要求運動の確実な継承を図ることを目的として実施する。

(4) その他、都道府県民会議主催事業への教育者及び青少年の参加（大会、研修会、講演会など）

3. 北方領土問題教育者会議の取組

47都道府県において設立され、以下のような取組を行っている。

また、毎年2月頃に各教育者会議の連携を図るため、各教育者会議の代表を集めて、北方領土問題教育者会議全国会議を北対協が主催している。

- ・北方領土教材等の作成
- ・公開授業の実施
- ・中学校等を巡回するパネル展の実施
- ・北方領土巡回学習会（映画「ジョバンニの島」上映会の実施等）の実施
- ・作文コンクール等の実施
- ・語り部による講演会
- ・標語・キャッチコピーへの応募

別表1 都道府県民会議一覧

都道府県	都道府県民会議	連絡先
北海道	北方領土復帰期成同盟	011-205-6500
青森県	青森県北方領土返還促進協議会	017-781-5878
岩手県	北方領土返還要求運動岩手県民会議	019-629-5765
宮城県	北方領土返還要求宮城県民会議	022-211-2285
秋田県	秋田県北方領土返還促進協議会	018-880-2303
山形県	山形県北方領土返還促進協議会	023-630-2088
福島県	北方領土返還要求運動福島県民会議	024-521-7013
茨城県	北方領土の返還を求める茨城県民協議会	029-227-4321
栃木県	北方領土返還要求運動栃木県民会議	028-624-1494
群馬県	北方領土返還要求群馬県推進連絡協議会	027-226-3394
埼玉県	北方領土返還要求運動埼玉県民会議	048-830-2864
千葉県	北方領土返還要求運動千葉県民会議	043-223-2203
東京都	北方領土の返還を求める都民会議	03-5388-2222
神奈川県	北方領土返還要求運動神奈川県民会議	045-285-0905
新潟県	北方領土返還要求運動新潟県民会議	025-280-5876
山梨県	北方領土返還要求運動山梨県民会議	055-223-1339
長野県	北方領土返還要求長野県民会議	026-235-7173
富山县	北方領土返還要求運動富山県民会議	076-444-3948
石川県	北方領土返還要求運動石川県民会議	076-225-1231
福井県	北方領土返還要求運動福井県民会議	0776-20-0225
岐阜県	北方領土返還要求運動岐阜県民会議	058-213-3053
静岡県	北方領土返還要求静岡県民会議	054-252-0620
愛知県	北方領土返還要求愛知県民会議	052-961-8100
三重県	北方領土返還要求三重県民会議	059-224-2031
滋賀県	北方領土返還要求運動滋賀県民会議	077-537-2753
京都府	北方領土返還要求京都府民会議	075-414-4071
大阪府	北方領土返還運動推進大阪府民会議	06-6944-6007
兵庫県	北方領土返還運動兵庫県推進会議	078-341-7711
奈良県	北方領土返還要求運動奈良県民会議	0742-27-8325
和歌山县	北方領土返還要求運動和歌山县民会議	073-441-2034
鳥取県	北方領土返還要求運動鳥取県民会議	0857-26-7170
島根県	竹島北方領土返還要求運動島根県民会議	0852-21-2818
岡山県	岡山県北方領土返還要求運動岡山県民会議	086-226-7158
広島県	北方領土返還要求運動広島県民会議	082-513-2723
山口県	北方領土返還要求山口県民会議	083-923-3864
徳島県	北方領土返還要求運動徳島県民会議	088-625-6166
香川県	香川県北方領土返還促進協議会	087-832-3820
愛媛県	北方領土返還要求愛媛県民会議	089-912-2151
高知県	北方領土返還要求運動高知県民会議	088-875-1170
福岡県	北方領土返還促進福岡県民協議会	093-451-0377
佐賀県	北方領土返還要求運動佐賀県民会議	0952-31-1074
長崎県	北方領土返還要求長崎県民会議	095-827-5511
熊本県	熊本県北方領土対策協会	096-380-6662
大分県	北方領土返還要求大分県民会議	097-537-1623
宮崎県	北方領土返還要求宮崎県民会議	0985-71-1181
鹿児島県	北方領土返還要求運動鹿児島県民会議	099-218-1225
沖縄県	北方領土返還要求沖縄県連絡協議会	098-858-1110

別表2 北方領土問題教育者会議一覧

都道府県	教育者会議	連絡先
北海道	北海道北方領土教育者会議	011-205-6500
青森県	青森県北方領土研究教育者会議	017-781-5878
岩手県	岩手県北方領土教育者会議	019-629-5765
宮城県	宮城県北方領土問題教育者会議	022-211-2285
秋田県	秋田県北方領土研究教育者会議	018-880-2303
山形県	山形県北方領土問題教育者会議	023-630-2088
福島県	福島県北方領土問題教育者会議	024-521-7013
茨城県	茨城県「北方領土問題」教育者会議	029-221-7898
栃木県	栃木県北方領土問題教育者会議	028-624-1494
群馬県	北方領土を考える群馬県教育者会議	027-226-3394
埼玉県	埼玉県北方領土教育者会議	048-830-2864
千葉県	千葉県北方領土問題教育者会議	043-223-4058
東京都	北方領土の返還を求める都民会議教育者会議	03-5388-2074
神奈川県	神奈川県北方領土問題教育者会議	045-211-1133
新潟県	新潟県北方領土問題教育者会議	025-280-5876
山梨県	山梨県北方領土問題教育者会議	055-223-1339
長野県	北方領土問題教育者会議	026-235-7173
富山県	富山県「北方領土問題」教育者会議	076-444-3948
石川県	石川県北方領土問題教育者会議	076-225-1231
福井県	福井県中学校社会科授業研究委員会	0776-36-3826
岐阜県	北方領土を考える岐阜県教育者会議・国土学習推進委員会	058-213-3053
静岡県	北方領土問題を考える教育者会議	054-262-8258
愛知県	愛知県北方領土問題教育者会議	052-961-8100
三重県	三重県北方領土問題を考える教育者会議	059-224-2031
滋賀県	滋賀県中学校教育研究会社会科部会	077-528-3041
京都府	京都府北方領土教育者会議	0771-84-1104
大阪府	大阪府北方領土教育者会議	06-6944-6007
兵庫県	兵庫県北方領土教育者会議	078-362-3020
奈良県	奈良県北方領土問題教育者会議	0742-27-9854
和歌山县	和歌山县北方領土問題教育者会議	073-441-3661
鳥取県	鳥取県「北方領土問題」教育者会議	0857-26-7170
島根県	島根県竹島北方領土問題教育者会議	0852-21-2818
岡山県	岡山県北方領土問題教育者会議	086-226-7158
広島県	広島県北方領土問題教育者会議	082-513-2723
山口県	山口県北方領土教育者会議	083-923-3864
徳島県	徳島県北方領土問題教育者会議	088-625-6166
香川県	香川県北方領土問題教育者会議	087-832-3820
愛媛県	愛媛県北方領土問題教育者会議	089-912-2151
高知県	高知県北方領土問題教育者会議	088-875-1170
福岡県	福岡県北方領土問題教育者会議	0949-28-0439
佐賀県	佐賀県北方領土教育研究会	0942-94-2038
長崎県	長崎県北方領土問題教育研究会	095-893-0019
熊本県	熊本県北方領土問題教育者会議	096-383-6124
大分県	大分県北方領土教育研究会	097-506-5532
宮崎県	宮崎県北方領土問題教育関係者会議	0984-23-4168
鹿児島県	鹿児島県北方領土教育研究会	099-274-9645
沖縄県	沖縄県北方領土問題研究教育者会議	098-858-1110